

ジャパンホームケアスクール主催
2026年度 介護職員等による喀痰吸引研修事業
(第1号、第2号研修・「不特定多数の者対象」)
受講者募集要項

ジャパンホームケアスクールでは、平成24年4月に法改訂された「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護職員等によるたん吸引等の実施について制度化されたことから、介護保険施設や障害者施設等において、不特定多数の利用者に対し適切に喀痰吸引等の医行為が実施できる介護職員等を養成することを目的とした、研修事業を以下の要領で開催します。受講ご希望の方は以下の要領および注意事項をよくお読みの上、所定の期間内にお申込みください。

記

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------------------------|---|-----|---------------|-----|---------------------------------------|----|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--|
| 1 | 主催・研修事業者 | 株式会社 虹色 ジャパンホームケアスクール 〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜一丁目9-26 | | | | | | | | | | |
| 2 | 研修内容 | 第1号、第2号研修・「不特定多数の者対象」 | | | | | | | | | | |
| 3 | 研修期間 | 2026年4月3日 ~ 2026年10月31日 研修日程は別紙1を参照してください。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 研修会場 | <p>基本研修（講義・演習）</p> <table border="1"><tr><td>会場名</td><td>ジャパンホームケアスクール</td></tr><tr><td>所在地</td><td>〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番15号C T V錦ビル</td></tr></table> <p>実地研修</p> <table border="1"><tr><td rowspan="5">施設</td><td>住宅型有料老人ホーム H & N名東</td></tr><tr><td>住宅型有料老人ホーム H & N神明町</td></tr><tr><td>住宅型有料老人ホーム H & N鳴海</td></tr><tr><td>住宅型有料老人ホーム H & N宝慈苑</td></tr><tr><td> </td></tr></table> | 会場名 | ジャパンホームケアスクール | 所在地 | 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番15号C T V錦ビル | 施設 | 住宅型有料老人ホーム H & N名東 | 住宅型有料老人ホーム H & N神明町 | 住宅型有料老人ホーム H & N鳴海 | 住宅型有料老人ホーム H & N宝慈苑 | |
| 会場名 | ジャパンホームケアスクール | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目15番15号C T V錦ビル | | | | | | | | | | | |
| 施設 | 住宅型有料老人ホーム H & N名東 | | | | | | | | | | | |
| | 住宅型有料老人ホーム H & N神明町 | | | | | | | | | | | |
| | 住宅型有料老人ホーム H & N鳴海 | | | | | | | | | | | |
| | 住宅型有料老人ホーム H & N宝慈苑 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 定員 | 30 名 | | | | | | | | | | |

| | |
|----------|--|
| | <p>◎第1号研修</p> <p>①基本研修（講義・演習）：55,000円（税込）</p> <p>②実地研修：110,000円（税込） 合計：165,000円（税込）</p> <p>◎第2号研修</p> <p>①基本研修（講義・演習）：55,000円（税込）</p> <p>②実地研修：各1科目22,000円（税込）</p> <p>テキスト代、保険代は含んでおりません。 テキストは、中央法規出版株式会社発行「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（税込2,420円）を使用します。同書を本校経由での購入の場合は、別途実費2,420円を申し受けます。 また、保険代として2,000円が別途必要となります。 ただし、受講生が5名に満たない場合は保険代は6,000円となります。</p> <p>◎人工呼吸器装着者への喀痰吸引を希望する方</p> <p>侵襲的人工呼吸器療法による気管カニューレ内部の喀痰吸引 27,500円（税込）</p> <p>※基本研修・実地研修受講申込の際合わせてお支払いください なお、同科目のみ受講の際は指導費用として70,000円（税込） と保険料として2,000円が別途必要となります。 受講生が5名に満たない場合は保険料は6,000円となります。</p> <p>◎実地研修のみを希望する方</p> <p>受講申し込みの際に手技等の確認を当校にて実施し、 合格者のみ実地研修のみの受講を可能とする。</p> <p>33,000円（税込） ※1行為の受講料</p> <p>※基本研修（講義・演習）免除者で実地研修のみ受講の場合、上記受講料に加えて、別途、手技確認料33,000円（税込）が必要となります。 保険料は、一人2,000円が別途必要となりますが、受講生が5名に満たない場合は保険料は6,000円となります。</p> |
| 6 受講料 | |

| | | |
|----|------|---|
| 7 | 受講資格 | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、等の介護関係施設、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、訪問系サービス等に勤務の介護職員等（介護福祉士を含む）で、全てのカリキュラムを受講出来る方。本校が委託依頼している施設での実地研修が行える方。 |
| 8 | 申込方法 | <p>必要事項記入の上、受講申込書を受付期日までに本校に郵送、または、FAXしてください。</p> <p>申込者が研修の一部履修免除に該当する場合は、修了証明書の写しもあわせて提出してください。</p> <p>申込書類確認の上、受講決定者には、下記期間内に順次、「受講可否通知」にてお知らせいたします（連絡手段は郵送またはFAXとなります）。受講可の方は、受講料振込のご案内も含みます。</p> <p>受講決定通知案内期間 2026年3月15日～2026年3月31日</p> |
| 9 | 募集期間 | 2026年1月15日～2026年3月15日 (必着)まで |
| 10 | 飲食 等 | 受講施設内での飲食可。喫煙は所定の喫煙ルームのみ。 |

◎申込書類郵送先・お問い合わせ先

ジャパンホームケアスクール 担当者：緒方 祥子・中島 圭香

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦三丁目15番15号C T V錦ビル2階

T E L : 052-746-9971 F A X : 052-746-9972

◎注意事項

- ① 先着順受付ではありません。申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可といたします。
- ② 以下の方は、研修の一部履修免除対象となりますので、「修了証明書」の写しを申込時に必ず提出してください。
 - (1)介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した方。
 - (2)平成24年度以降に登録研修機関（1、2号）において、たんの吸引等研修を受講され、修了証（或いは一部履修証明書）を持つ者 所持者 履修した科目
- a. 2号研修修了者 基本研修(講義)、基本研修(演習) 実地研修(上記研修において修了した行為に限る)
- b.一部履修証明書所持者 履修した科目
- (3)「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱について」（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した方。
- (4)平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した方。

(5) 「「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」(平成 23 年度 10 月 6 日老発 1006 第 1 号厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した方。

③ 受講可否通知は 2026年3月16日 ~ 2026年3月31日の間に、順次申込者全員に郵送又はFAXします。万一通知が届かない場合は、上記までご連絡下さい。

④ 受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金いたしません。

※中途解約に応じるケース

転勤・長期入院・不測の事態により学習継続が困難と判断出来た場合

- ・受講者から解約・辞退の申込みがあった日当日から3日以内に契約を終了することとします。
- ・受講料の返金は未受講分50%を違約金として徴収し残金は返金致します。
手数料は受講生負担とします。

⑤ 本研修修了者には主催者より「喀痰吸引等修了証明書」をお渡ししますが、実際にたん吸引の行為をおこなうためには、修了証明書受領後、各自県庁に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。また、その場合は事業者も別途県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要ですのでご承知置きください。